

Adam Ferguson の市民社会論

大野 精三郎

I

スコットランド歴史学派のなかで市民社会の歴史をはじめ「唯物論的基礎」の上に書き、市民社会の諸問題を全体的に提起した Adam Ferguson について、私はかつて、それが18世紀スコットランドに特有な道德哲学——今日でいう社会哲学——を母胎として生まれたこと、そしてその方法と体系とが『史論』¹⁾を理解する統一的視点を提供することを明らかにした²⁾。この観点を欠落させて現代の専門・個別科学的見地になつて、『史論』の内包する諸領域、例えば経済・政治・歴史などにわたる Ferguson の見解から、それぞれの科学の先駆的見解・学説をみいだす試みは、多くの混乱と歪曲を齎らすにすぎない危険性を指摘した。しかし道德哲学の方法と体系とを出発点としながらも、最近の Ferguson 研究は、もう一つの危険、すなわち、かれの市民社会についての主要な思想の全体を把握することから逸脱して、個別的あるいは副次的契機を強調しすぎているように思われる。例えば H. Jogland³⁾ が Ferguson の

市民社会における分業批判をとりあげ、それが人間疎外の傾向を最初に明確にとりあげたことをかれの功績に数えたり、また D. Kettler⁴⁾ が、Ferguson の主張する市民的道德——Ferguson の用語でいう市民的徳(virtue)——が分裂していること、従ってそれには階級的性格があることを指摘し、それにもかかわらず Ferguson が究極において保守的立場にとどまったところに、市民社会の矛盾に苦しむ近代知識人の悲劇をみいだしているのは、その例といえよう。このことは Ferguson の叙述にもその責の一半がある。Kettler の指摘するように、Ferguson の叙述は「迂回的」、「饒舌的」であり、力点の移動がしばしばおこなわれ、結局なにを発言しようとしているかに迷う晦渋・散漫にわたるところが多い。それゆえ、『史論』を理解するための問題提起の方向を一步前進させるためには、『史論』に展開されたかれの市民社会についての主要な思想を総括すること、いいかえれば、『史論』のなかでの諸領域を結合している体系的理論、その理論からなにをひきだしているか、如何なる目的に全体の議論がむけられているのかを明らかにする必要がある。本稿は、それに対するひとつの試みであり、それによって Jogland や Kettler の論点を Ferguson の理論の全体の構造のなかで位置付けることを目指している。

II

本論にさきだつて、二、三のことを注意しておこう。Ferguson のいう市民社会(civil society)

1) *An Essay on the History of Civil Society*, 1767. 大道安次郎訳『市民社会史』上下2巻, 1948年。本稿においては、底本として Duncan Forbes の序文と各版の異同を明らかにした1966年版を用い、引用には『史論』と略称し、また断わりなくページ数のみを引用するときは本書を指し、注では HCS と略称して引用する。また Adam Ferguson の晩年の著作, *Principles of Moral and Political Science: Being Chiefly a Retrospect of Lecture Delivered in the College of Edinburgh*, 1792. は *Principles* と略称することにする。

2) 大野精三郎「アダム・ファーガスンにおける道德哲学と『歴史』との関連—スコットランド歴史学派の母胎としての道德哲学—」『一橋論双』第50巻第3号, 1963年。

3) H. H. Jogland, *Ursprünge und Grandlagen der Soziologie bei Adam Ferguson*, 1959.

4) D. Kettler, *The Social and Political Thought of Adam Ferguson*, 1965. A. Ferguson の道德哲学を、Kettler と同じ観点から分析したものとて天羽康夫「市民社会と道德—アダム・ファーガスン研究—」『歴史学研究』第358号, 1970年をあげることができる。

とは、Scotland 歴史学派の他のひとびとと同じく、広く、文明化された社会(civilized society)とか洗練された社会(polished society)と同じ意味で使われ、しばしば文明(civilization)と同意語をあらわしていることである。このことは、市民社会が、しばしばイギリスにおける17世紀の政治革命以来の現実をふまえ、商業・マニュファクチュアの発展、経済の優越する社会として特徴づけられるけれども、もっと広く、法の支配する社会として、正義と国民的権利の確保される自由な社会としての意味をもっていることを示している。従って、市民社会の概念を狭く解して、第3階級の解放としたり、また同じことだが、Hegel 的用語法に従って「欲望の体系」としてのブルジョア社会(bürgerliche Gesellschaft)、ないしは産業社会と解すべきではない。この広い意味での市民社会は、同時に高度に発展・組織化された政治制度をふくんでいる。というのは市民社会の自律性はそれにふさわしい政治形態を必要とするし、社会を構成する個人は、政治形態の如何によって、その自由・権利に大きな影響を受けるからである。われわれがFergusonの市民社会論というとき、われわれは、今日用語法をもってすれば、近代社会とそれに適合した政治制度の理論を意味すると云った方が正確であろう。このことを『史論』に即して云えば、それは、市民社会における市民のさまざまな行動、社会・経済などの社会的活動における行動の「規準」とそれを支える諸制度・政策を明らかにすることになるであろう。ところで第二に注意すべきことは、市民社会の概念が一方では歴史的・現実的諸関係に媒介されていると同時に、他方ではそれが規範的性格をもっていること、言い換えればそれが近代社会の在るべき姿を示していることである。このことは、Fergusonをふくめた18世紀スコットランドに特有な道徳哲学の方法と体系とから明らかにされなければならない。道徳哲学は、その体系を人間性の究極の事実の上に築き、そこから人間行動の規準を導こうとしたのであるが、そのばあい社会は、単に各個人の合計を意味するのではない、それ自身、独自の構造をもっていると理解される。社会は個々人の

人間性にふさわしい制度としてばかりでなく、積極的に人間の本性を最もよく展開させる組織、制度として考えられている。この意味での市民社会の概念は、近代社会の現実とくに17世紀以降18世紀中葉に至るイギリス社会に対して理想として、『史論』の表現するところによれば、「人間の最良の自然状態」として、そこから現実批判をおこなう視点を提供している。従って、Fergusonにあっては市民社会の概念が二重に使われていること、すなわち一方では、市民社会が人間性に最も適合した社会、文明社会として、そこから過去を展望することができる歴史的観点としてみられているし、また他方では現実社会に対する批判的立脚点として考えられていることが、予め注意されなければならない。それゆえ、かれの市民社会論というとき、われわれは、市民社会論の理論と現実批判とにわけて整理し、そして最終的にはそれらを総合して考察することが便宜であろう。

III

Fergusonの市民社会論を、われわれは先ずかれが市民社会を人間性に最も適合した制度であるという側面から、明らかにしてゆかなければならない。Fergusonは、市民社会における個人を理性的・目的意識的・自由選択的な活動を営む主体として把握する。理性的存在としての人間はひとつの目的を設定し、その達成のために手段を用いる知的主体ではあるが、このような知的活動は、もう一つの意味の測面、主体の活動性ないしは積極性の下に従属する。そして人間を絶えず活動的にする根本的動機をFergusonは、三つに、すなわち自己保存、社会性、進歩を求める精神に求め、それらを人間本性の基本的事実として、その上に道徳哲学を建設しようとしたことは既に別のところで明らかにした。われわれはこの人間性の基本的事実が市民社会を構成する諸階級のなかにどのようなにあらわれているか、どの性質に重点をおいてそれぞれ異なる活動が営まれているか、それぞれの活動はどのようにすれば人間性に最もふさわしいかということが道徳哲学の根本視角であるから、そのことを絶えず念頭においておかなければ

ならない。

ところで、市民社会はすぐれて経済の優越する社会として、具体的には高度に発達した分業社会として特徴づけられる。いいかえれば市民社会は、経済的には、富裕なマニファクチュア経済の社会である。この社会における分業は、「特別の熟練と注意を要する種々な仕事を分離し、これを異った人々に委ねてしまう」(p. 180. 邦訳(下)351ページ)ことである。「技術家は、注意を特定の部分に集中することができ、生産物は完全となる」(p. 181, 邦訳(下)352ページ)。この結果、すなわち技術や職業の分化によって、「富の源泉は開かれるのである。各種の材料は最高度に利用される。そしてすべての商品は最も豊富に生産される」(p. 181. 邦訳(下)353ページ)。Fergusonによれば、このような経済および商業は、人間性のなかで自己保存の性質に基づくもので、この分野において理性的存在としての人間の特徴が最もよく看取される。つまり自己保存の性質は、動物的・本能的傾向ではなく、人間においては合理的傾向であり、それをみだす手段を発明し、不断に技術と経験とを蓄積してゆくところに人間の特徴がみられるのである。社会の物質的発展は、人間のこの自己保存の性質、すなわち利己心の展開として理解される。「商業国家 (commercial state) の成員たちを区分している個々の生業や職業を、また、個々の部門でおこなわれ、そして自分自身の事柄に注意している職人がかれ自身の仕事を短かくあるいは容易にするために発見してきた種々の工夫を、誰が予想し得たか、あるいは数えることができたか」(p. 182. 邦訳(下)355ページ)。分業の拡大の結果人々は自らの労働によって必要な生活手段のすべてを獲得することができなくなる。かれらは他人の労働の所産をも必要とする。そこに商業が発生する。商業の発達もまた Fergusonによれば、「機械的技術の不断の細分」(p. 181. 邦訳(下)353ページ)である。このように、経済は自己保存という個々人の人間性に、それゆえ各人の才能と能力の自由な行使にゆだねられることが、最も自然であり、人間性にふさわしい、と Ferguson は考える。市民社会が求める法または正義も、なによりもまずこ

の自由を保証するものでなければならない。Ferguson の用語法によれば、「正義は、自由と本質的に同じであり、そして安全 (security) は自由の本質である」(Principles, II. p. 461.)。従って各人の自由は、また各人の権利でもある。「国民が財産および地位に関する権利をもつものと考えられ、またこれらの権利の行使が保証されているばあい、かれらは自由であるといいうる」(p. 156. 邦訳(上)304ページ)。ここで注意すべきことは、財産は個人の能力を発揮させる基礎として、いわば各人の「品格 (character) の一部」をなしていること、すなわち「怠慢や享楽を求める性向を克服して、遠い将来の目的を達せんがために活動する」(p. 82. 邦訳(上)159ページ)基礎をなしていること、そして社会においてそれが不平等なことは、各人の才能・気質のちがいがから起る自然の結果として、是認・肯定されていることである。

それゆえ、市民社会における法は、「私有財産に主として関連をもつ。法は、例えば、時効、譲渡、相続といった財産が取得されるであろう種々の方法を確実ならしめるであろう。そしてまた、財産の所有を確実なものとするために必要な規定を設けている」(p. 156. 邦訳(上)303ページ)。

この法的制度の確立によって人間の本性にふさわしい産業の自由が保証される。それによって市民社会は、歴史上はじめて最もすぐれた社会となることができるのである。「人類がその最高の愛情を打ちこむことができる対象をみだし、またかれらの才能を極度に発揮しうるのは——と Ferguson はいう——文明社会のことがらを処理しうるばあいにおいてである」(p. 155. 邦訳(上)301ページ)。

だが、市民社会はこのような産業階級だけから構成されるのではない。そのほか国王・その追従者および貴族たちの三つの階級の人々の混和によって形成される。そしてそこには市民社会特有の従属関係 (relation of subordination) が生まれ、それが市民社会の構造的特徴を形成する。Fergusonによれば市民社会において社会的従属関係⁵⁾

5) Ferguson は社会的従属関係の意味と含蓄とを、つぎのように述べている。「あらゆる社会には、偶然

が生ずる原因は三つである。「従属関係を生ずる第一の理由として自然的才能および性質の相違が、第二の理由として財産の不平等な分配が、第三の理由として、これは、前二者に劣らず明白なものであるが、種々異なる技術の実践によって得られる習慣の相違があげられる」(p. 184. 邦訳(下)p. 358)。第一の原因は、野蛮社会(savagery)における指導者と服従者との関係において、第二の原因は、未開社会(barbarism)においてあらわれ、第三の原因は市民社会においてはじめてあらわれる。これはおもに市民社会を構成する諸階級の政治的性格からみた重要な区別であり、この理解がFergusonの全行論の理解に決定的重要性をもつが、そのことは以下において示されるであろう。

さて、Fergusonによれば、「自由な社会の市民が異なる階級にわかれるばあい、各階級はそれぞれ特殊な要求と主張とを有するものである。国家の他の成員にたいしては各階級はひとつの党派またその成員の内部における利益の相違に応じて、それは無数にわかれるであろう。しかしすべての国家にはきわめて容易に理解されうる二つの対立している利害が存在している。すなわち人民の利害と対立する国王とかれの側近者たちの利害、貴族の利害あるいは、一時的な徒党の利害がそれである」(p. 162 邦訳(上)316 ページ)。

産業階級の政治的性格、すなわち職業の分化によるその習慣の特徴が問題となるのは、この関連においてである。産業階級は本来、「自分たちの特定の商売以外のあらゆる人間事象には無知であり、国家の利益を注意の対象としてではなくても自分の活動に従っているかぎり欲せざるにかかわらず、全体の維持に寄与している」(p. 181. 邦訳(下)353 ページ)という役割を担っている。従っ

的な従属関係が存在する。これは社会の形式的な制度から独立していて、しばしば社会制度と相容れないのである。政府や人民が特殊な形式の言葉を語り、そしてあるばあいには合法的に認められていない、あるばあいには世襲的榮譽の有利を伴わないような権力の要求は全然認めないような時も、この偶然的な従属関係は、おそらく財産の分配や勢力の不等を生ぜしめる何か他の事情より生じて、国家に一種の調子を与え、かつその性格を決定するのである」(HCS. p. 133. 邦訳(上)260 ページ)。

てかれらは自ら従事する仕事以外には無知であり、精神的視野もいちじるしく限られているので、市民社会全体の維持を目的とする政治を担当するには不適格である。産業階級の政治的自由の拡大は、政治の屈服と墮落、あるいは混乱と騒擾を招くにすぎない、とFergusonは考える。前の点についてFergusonは、財産が政治的地位や榮譽と結びつくと、政治の本来の機能が失われることをつぎのように指摘する。「財産の問題は、衣食を目的として考えられるばあいでも、また享樂を目的として考えられるばあいでも、人類を墮落させたり嫉妬の精神を目覚めしめたりするような影響はほとんどない。しかしこれが地位や榮譽を得んがために考えられるとすると、このばあい財産が地位を決定するのである。人間の魂の最も激烈な熱情を興奮させ、またそのあらゆる情操を失ってしまうのである。またこの問題は、食欲と下賤を野心と虚榮に結びつけ、かつ食欲な金儲け術の実践によって実なき架空の地位と威厳とを所有せしめるに至るのである」(p. 159-60. 邦訳(上)311 ページ)。このように政治が富と結びつくとき生ずる危険のみならず、産業階級が政治的自由をもつならば、その政治的性格からして、それは混乱と騒擾を齎らすにすぎないと、Fergusonは強調する。国民議会が、「食欲な性質の人々や日常の仕事にあくせくするような人々から構成されるならば、たとえかれらの支配者や指導者の選択を委任されるにしても、確かにかれら自身としては支配や指導することはできないであろう。自らの生活や自己保存のみ求めているような人に、どうして国民の指導を任せることができよう。かかる人々が国事を議することになるばあいには、その会議は混乱と騒擾、あるいは屈服と墮落におちいるであろう」(p. 186. 邦訳(下)363 ページ)。従って産業階級の政治的自由ないしは政治的参加は、1688年の名譽革命で規定された線に止まらなければならない。この意味で、共和的要素をふくんだ君主制、すなわち混合君主制(mixed monarchy)こそ、市民社会にふさわしい政治形態となる。「適当に組み合わされた政体においては、人民の利害は、国王ないし貴族の利害に均衡をみいだすので、実際、両

者間のバランスが作りだされるのである。そして公的自由と公的秩序とは、このバランスのなかで成立するに至るのである」(p. 164. 邦訳(上) 320 ページ)。

この混合君主制の下では、「自由は多数人の絶えざる不和や対立によって維持されるのであって、公正な政治のためにかれらが熱心に協力することによって維持されるのではない」(p. 128. 邦訳(上) 250 ページ)。

このような国家の政治的生活の維持は、「諸党派を相互に対立させ、相互に抑制している競争と警戒とに依存しているといえる」(p. 259. 邦訳(下) 507 ページ)。

しかし Ferguson によれば、市民社会の維持を任務とする政治的階級も「出世欲と利益欲」に感染され、それらがその政治的行動を導く指針となる。また特に、傭兵制度の導入による軍務の独立化、政治からの分離は、政治階級の性格を不具にさせるに与って力がある。Ferguson はこの危険を次のように要約している。「われわれは今日同情をもって個人を考えるが、熱意をもって国家を考えることをしない。人間の政治的性格を尊重しないで、専ら個人と財産の秩序や安全しか考えぬような政治はその享楽欲と利潤欲とを養うにすぎず人間をして公共生活に役だたなくしてしまう」(p. 221-2. 邦訳(下) 433-4 ページ)。Ferguson は市民社会の発展にとまなうこれらの危険な傾向に対し、政治階級に、「国家の防衛と統治に必要な精神的勇氣と高邁さ」を鼓吹することの必要を強調し、そのための具体的提案、すなわち社会的従属関係に基づく階級的区別をそのまま採用して、市民社会の業務が妨げざるかぎり、すべての成員が国家の防衛に一時的に従事する民兵制度の提案をしているのである。上のような Ferguson の市民社会を構成する諸階級の政治的性格の分析は、市民社会の分業の利益を強調しつつ、国王とその側近が政治に、人民は新たな富の生産と流通に従事することが社会と国家にとって最も望ましいという結論に導いているのである。

最後に、人間性を最もよく開花させ、法によって保証される市民社会の政治制度の下で市民が自

ら進んで守るべき道徳的諸原理、市民的徳(virtue)はいかなるものであるかという問題を取りあげよう。人間本性の基本的事実の上に道徳哲学を建設しようとした Ferguson は、商業の発達が市民的徳の形成に及ぼした諸影響にも注目し、誠実、冗帳面さ、さらに儉約、勤勉などを徳目のなかにとり入れている。しかし市民的徳の本質的要素は、社会全体の福祉を考える仁愛(benevolence)、えい知、慎慮、勇氣である。これをかれの人間精神の理論から立体的に組みたててみれば、仁愛を基軸にし、その下に有用な合目的活動を示すえい知を従属させ、主体としての意思的側面としての勇氣、すなわち実行力と社会の他の成員に対する顧慮、すなわち慎慮を市民の主要な徳目のなかに加えていると理解することができるであろう。これと、産業階級の政治的性格についての、かれの批判とをあわせみるならば、かれの指向するところがおよそなんであったかを理解することができる。かれは、なによりも先ず、市民的徳のなかに公共的精神をおき、市民社会の維持を担当する上層階級の自覚を促す一方、政治的性格こそ、市民社会における最も重要な項目であることを強調したのである。

IV

Ferguson は以上述べた市民社会の理論に立脚して 18 世紀のイギリス社会を批判した。かれの理論からすれば、イギリス社会は、単に欠陥あるいは不十分さを示しているというよりは、むしろ危機的様相を呈しているといつてよい。すなわち、対内的には、商工業の過度の専門化、社会各階層の利己的利益の追求による社会的結合力の弱まり、公共の事柄についての腐敗無関心、従って市民の道徳的腐敗、対外的には傭兵制度の普及による軍事的弱化——国内的には軍事的・専政政府の樹立の危険をふくむ——の過程をたどっており、まさにこれらの諸点において当時のイギリス社会はまさに危機的様相をおびているとみられている。これら Ferguson の現実的批判は、かれの理論を一層鮮明に浮び上らせるのに役立たせるであろう。

市民社会の物質的發展を担う商工業は、その利

己的利益の追求、相互の競争は、人間関係を物と物との関係にかえてしまう。この経済関係において人間は「引きはなされた孤立的存在」となり、また人間は「利益を得んがためにかれば、家畜や土地のように同胞をとりあつかう」(p. 19. 邦訳(上)38 ページ)。その結果「社会のきずなが、たちきられたり、弱められたりする」(p. 25. 邦訳(上)48 ページ)だけではない。商工業内部における分業の巨大な発展は、それを支えてきた人間理性そのものを破壊する反対物に転化している。Ferguson はいう。「国民の能力の程度が技術の発達とともに進むかどうか問題であろう。実際機械的技術の多くは、なんらの能力を必要としないのである。それらは感情と理性とが全く抑圧されたばあいには、最もよく功を収めるのである。そして無知は迷信の母であるとともに、勤労の母である。反省と想像力とは誤謬を生じがちである。だが手足を動かす習慣は、そのいずれとも無関係である。だから、マニュファクチュアが最も繁栄をきたすのは、作業場が人間をその部分品とするひとつの機械とみなされるほどに人々が最も放心状態にあるばあいである」(p. 182-3. 邦訳(下)356 ページ)。このような作業に従事する人々においては、才能ばかりでなく、精神の腐敗が生ずる。「無知はかれらの欠点の最少のものである。嫉妬や卑屈の本源となっている所有せざる富への讚美、絶えず利益を目的とし、かつ屈従感をもって行動する習慣、放蕩をしたり、食欲をみたしたりするためにかれらが犯す罪、これらは無知の例ではなくて、墮落と下賤の例なのである」(p. 186. 邦訳 363 ページ)。商工業者の精神的腐敗(corruption)は、当然、公共的精神の喪失、国家の運命についての無関心を生む。しかしながら、腐敗は、「商業的技術の濫用からのみ生ずるのではない。政治的状況の如何もまた作用するのである」(p. 255. 邦訳(下)500 ページ)。とくに政治における軍事と民政とが分離されたことは、政治を担当する上層階級の政治的性格を破壊する。「技術と職業を細分することは、あるばあいには、それらの熟達を促し、その目的を達成させる可能性がある。被服工と皮革工の技術を分離することによって、われわれにはそれだ

けよく靴や衣服が供給される。しかし——と Ferguson はいう——市民の技術と政治家の技術を分離したり、政策の技術と戦争の技術を分離したりすることは、人間の性格を分裂させ、またわれわれが改善せんと目指している技術そのものを破壊せんとするひとつの試みといえよう。かかる分離によって、われわれは実際に、自由な国民よりかれらの安全に必要なものを奪ってしまうのである」(p. 230. 邦訳(下)451 ページ)。さらに、軍事を分離して、商工業の育成、国内の繁栄のみが政策の目的となるならば、「あらゆる部門の施政を、勘定台の背後に押しやったり、また政治家や軍人の代りに単なる事務員や会計士を雇うようになることである」(p. 225. 邦訳(下)441 ページ)。他方、軍務が傭兵制度の採用によって分離された結果、「文明はおそらく不幸への扉を開くのである。…もし文明が防壁や壘を築くとしても文明は、それらを守るべき地位にある人々の精神を弱めるのである。もし文明が訓練された軍隊を編成するとしても、文明は全国民の軍事的精神を減ずるのである」(p. 231. 邦訳(下)454 ページ)。傭兵制度によるヨーロッパ諸国の兵力の充実は、「ただ政治的形態や勢力の一時的均衡によって抑制されているのに過ぎないのであって、もし水門が破壊されるようになれば甚だしい氾濫がみられるのである」(p. 153. 邦訳(上)298 ページ)。これらを総合して、Ferguson は「職業の分化は、その極点やその究極的結果においてある程度社会の紐帯をたちきるような効果をもつ。またそれは巧妙さの代りに形式を尊重し情操や精神が最も快適に働く仕事の共同場面から人々を退去させるという役割をも演ずるのである」(p. 218 邦訳(下)426 ページ)と結論する。とくに政治におけるその結果は、専制主義におちいる危機をますますはらんでいる。「もしわれわれが往々政治の最上の成果として得たいと望んでいるある程度の静隠さを齎らすような政治、または公務が種々の立法、行政部門で商業や営利的技術をなるべく阻害しなくて行われるような政治を考えるとすると、かかる状態は中国のばあいのように仕事の形式を細部にわけ、その遵守を旨とする個々別々の諸官職に公務を分割し、

また偉大な精神や自由の精神の活動をすべて無用ならしめているところから、一般に考えられるよりも専制政治に一層近付いているのである」(p. 269. 邦訳(下)527ページ)と。このように18世紀のイギリス社会はFergusonには、専制主義への危機をはらむものと認識されたのである。

V

以上のFergusonの市民社会の理論と現状批判とをあわせてみれば、Fergusonがおよそなにを問題とし、そこからなにを引きだしているかについてわれわれの理解を容易にするであろう。さらにそれを当時のイギリス社会の歴史的状況のなかにおいてみるならば、われわれはFergusonの主要思想の指向するところがなんであったかについて一層生き生きとした知識をもつことができるであろう。

この時期のイギリスは、対外的には、ポルトガル、スペイン、オランダの興亡のあとをうけて現われたフランスとの植民地をめぐる死闘(1756—63)をおこなわなければならなかったし、次いでアメリカ独立戦争(1775—83)に突入した。対内的には、一方では植民地体制をふくむ重商主義政策を強化することによって乗り切ろうとする人々の勢力がGeorge III世の即位以後王党派と結びついて強大となったし、他方では植民地より国内市場を重要視する産業資本層の自由と政策の変更を求める声も政治的に大きくなり、これらは合して、産業革命期直前の政治的・社会的・経済的危機を形づくっていたこと、Fergusonの明らかにした通りであった。

Fergusonは社会の物質的發展が人間の本性である自利心を中心とする私有財産の増加と分業の發展から生まれることを歴史的に展望するとともに、この展開が市民社会において産業の自由の制度の確立によって一層顕著になることを明らかにしたのである。Fergusonはいう。「人間は利益の動機に促がされて労働するようになり、営利の術策を弄するようになるのである。労働者に労働の成果を確保し、独立あるいは自由の見込みを与えるならば、社会は富を獲得する忠実な下僕と獲得

せる物を蓄積する忠実な家令を得たことになるのである。正に人口のばあいと同じように、このばあいにおいても政治家のなしうることは禍を招くことを避けることだけのことである」(p. 143. 邦訳(上)278ページ)。国家の政策は産業の自由を確保し、正規の正義、すなわち法によって不正を抑圧することである。この理論にたってFergusonは、国内的には産業に干渉し、対外的には領土の拡張を計る重商主義諸政策に反対したのである。かれは「政党と軍事的勢力との危険な同盟」(p. 271. 邦訳(下)530ページ)に反対し、領土の拡大は専制主義を招く危険が大きいことをおそれ、諸国民間にも市民社会の理論が適用されることを主張したのである。

しかしFergusonは産業階級がその産業の自由の主張から進んで政治的自由を要求することに賛成しない。Fergusonによれば、かれらは社会的に有用で、国家の聡明な一員であり、その役割は高く評価されるにしても、政治的性格からみれば、政治を担当するには不適當である。政治的性格の観点から産業階級をFergusonはつぎのように批判している。「商人が、かれ自身の利益を忘れて国家のために画策するならば、幻想と空想の時代が間近かに追って来、また商業の堅固な基礎はとりのぞかれてしまふ」(p. 144. 邦訳280ページ)と。またマニユファクチュアの批判においてFergusonが「理性と感情とを抑圧している」と批判し、Joglandがこれを社会思想史上はじめて人間疎外全体を問題としていると指摘した点も、あわせて、これら産業階級の政治的性格の批判、したがってかれらの政治的自由の抑制のためにFergusonの根拠としたところである。産業階級は、Fergusonによれば、文字通り、社会の「忠実な下僕」、「家令」であり、それ以上ではない。従って、これらの階級の政治的権利は1688年の名誉革命の協約の線に止まらなければならないし、それ以上であってはならないとFergusonは結論したのである。他方、政治を担当する上層階級が出世欲と利益欲に感染し、商工業の發展のみを目指すことを嘆き、社会防衛と統治に必要な精神的勇氣と高邁さを鼓吹すること、これがFergusonのもう一つの結論

となった。

以上の総括に照らせば、D. Kettler の所論の位置付けもまた明らかであろう。Kettler は Ferguson のいう市民的徳は上層階級にのみ適用され、産業階級とくに労働貧民 (the industrious poor) には妥当しないこと、すなわち Ferguson が、運命を甘受して、熱心、勤勉かつ質素に現在要求されていることを忍耐強く遂行することに、かれらの守るべき徳目をあげている点に着目し、ここから市民的徳の分裂、その階級的性格を明らかにし、そこに Ferguson の矛盾を見出している。そしてこの矛盾こそ近代知識人の典型的悩みにほかならないとしているのである。しかし、われわれの立場からすれば、これらの点もまた混合君主制擁護の立場から、産業階級の政治的性格の批判の一形態であって基本的矛盾とみなさるべきではないことは既に明らかであろう。すなわち市民的徳の分

裂は Ferguson にとって当然の帰結であり、そのためにこそ、混合君主制の原理が尊重さるべきなのである。またかれが市民社会の明暗の二側面にはじめて光を投じたのもこの観点からであったことも今や理解することができよう。

総じて、政治論における Ferguson の現状維持的・保守的立場はきわめて強固である。そのことは、専制の危機を回避するための市民の抵抗権への態度のなかに明らかにあらわれている。かれは、D. Hume が消極的にしろ抵抗権の存在を肯定しているよりはるかにおくれ、『史論』のなかでは、それを市民の個人的心構え、「警戒心」のなかに求めるに止まり、後年においても、一般的に論ずることを避けている。これらはすべて、かれの市民社会論から容易に理解できるであろう。

(一橋大学経済研究所)

投 稿 規 程

本誌は、1962年7月発行の第13巻3号で紙面の一部を研究者の自発的な投稿制による原稿のために割くことを公表いたしました。それ以来、かなりの数の研究者の投稿を経て今日にいたりました。ここに改めて本誌が投稿制を併用していることを明らかにし、投稿希望を募ります。投稿規定は次のとおりです。

1. 投稿は「論文」(400字詰30枚)「寄書」(400字詰20枚以内)の2種とします。
2. 投稿者は、原則として、日本学術会議選挙有権者と同資格以上のもの(大学院博士課程に在籍する学生をふくむ)に限ります。
3. 投稿の問題別範囲は、本研究所がその業務とする研究活動に密接な関係をもつ分野に限ります。本研究所の現存の研究部門は次のとおりです。

日本経済。アメリカ経済。ソ連経済。英国および英連邦経済。中国および東南アジア経済。国際経済機構。国民所得・国富。統計学およびその応用。経済計測。学説史および経済史。比較経済体制。

4. 投稿原稿の採否は、編集部の委嘱する審査委員の審査にもとづき編集部で決定させていただきます。原稿は採否にかかわらず御返しします。
5. 投稿原稿で採択ときまったものは、原則として原稿到着後9カ月ないし12カ月のあいだに誌上に掲載いたします。
6. 原稿の送り先は東京都国立市 一橋大学経済研究所「経済研究」編集部